

\*\*\*\*\*

## 記者会見 開催のご案内

\*\*\*\*\*

日ごろのお仕事ご苦労様です。

「再度の住民監査請求」と、情報開示請求に対しての「異議申し立て」をテーマとして、4月25日に記者会見をおこないます。

### 1) 再度の監査請求の件

本来同趣旨の住民監査請求は再提出してもそれは受理されることはありません。しかし今回は私たちは、最高裁判例によって保証された「再度の住民監査請求」を行う予定です。

ご案内のように、2月26日に私達が提出した住民監査請求は、県の監査委員によって「却下」の通知が3月26日に届きました。

通常「却下」は、請求人が当該自治体の住民ではないことや、財務会計上の問題以外のことを請求している場合に下される判断です。それ以外の場合は、「住民監査請求に形式的な不備があって、それが補正可能な場合に、補正を命ずることなく却下することは違法である」（「住民訴訟と自治体財務」（学陽社））とされています。

最高裁は、「監査委員が適法な住民監査によって監査の機会を与えられたにもかかわらず、これを却下した場合には」「再度の監査請求」を認める（平成10年12月18日）と判示しています。

今回、監査委員は、私達が提出した監査請求に対して「補正を命じる」ことがありませんでした。また監査委員が示した「却下」の判断は、私達が示した具体的な論点を公平に取り上げることなく、単なる「疑念」でしかないひと括りにし、その一方で行政側から聴取したと思われる意見を示しています。

監査委員は自治体行政を監視する議会と同様の重要な役割を持っています。

そこで私たちは、今回の件は、まず再度の住民監査請求を行い、この問題の是非を問うていく事にしました。

岩手県への情報開示請求の結果、がれきの広域量について、岩手県と環境省のデータに食い違いがあった点や、秋田市が25年度予算に組み込んでいたがれきの受け入れを突然中止した件なども報告しながら、会見をさせていただきます。

### 2) 異議申し立ての件

がれきの広域化の実態を掴むために情報開示請求したところ、岩手県の「広域化処理必要量」の一覧表が墨塗りで開示され、岩手県が測定を依頼していた0株式会社からの報告データの開示を不当に延期されました。その件で異議申し立てを行います。

## 記

名 称：再度の住民監査請求と異議申し立てに伴う記者会見

日 時：4月25日（木）14：00～

場 所：県政記者クラブ

主 催：汚染牧草焼却を考える宮古の会：古舘和子 / 盛岡市民：舘澤みゆき / 環境ジャーナリスト：青木泰

連絡先：古舘（090-0000-0000） 舘澤（080-0000-0000）

☆ 記者会見の後、15：00分頃に監査委員へ住民監査請求書を提出し、その後に知事室に異議申し立てを提出いたします。